

議案第 83 号

八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(管理者) 第 6 条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員 <u>（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）</u> でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>令和 9 年 3 月 31 日</u> までの間は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第 140 条の 6 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を <u>第 6 条</u> 第 1 項に規定する管理者とすることができる。</p> <p><u>3. 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに法第 46 条</u></p>	<p>(管理者) 第 6 条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員 _____ でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>（管理者に係る経過措置）</u></p> <p>2 <u>平成 33 年 3 月 31 日</u> までの間は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第 140 条の 6 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を <u>同条</u> 第 1 項に規定する管理者とすることができる。</p>

第1項の規定による指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。